

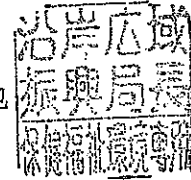
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岩手県下閉伊郡山田町豊間根第9地割86番地1

氏名 株式会社青松 代表取締役 沈 松三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

沿岸広域振興局長 森 達也



許可の年月日 令和 2年10月 4日

許可の有効年月日 令和 7年10月 3日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び自動車等破砕物であるものを含む。また、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・燃え殻
- ・汚泥（廃乾電池に限る。）
- ・廃油
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
- ・鋳さい
- ・がれき類

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

有
取扱う産業廃棄物（自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・廃油
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
- ・がれき類

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又（以下、裏面記載）

は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
別表のとおり
以下余白

3. 許可の条件
以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成12年10月	4日	当初許可
平成17年10月	4日	更新許可
平成18年10月	2日	事業範囲の変更許可
		(1) 産業廃棄物の種類に廃油、紙くず、ゴムくず、繊維くずを追加したこと。
		(2) 廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の積替え・保管を追加したこと。
平成20年	8月21日	変更届出書受理(積替え・保管施設の概要を変更したこと。)
平成20年	9月10日	事業範囲の変更許可(繊維くずの積替え・保管を追加したこと。)
平成21年	1月20日	事業範囲の変更許可(産業廃棄物の種類について、「自動車等破砕物を除く。」とする限定を解除したこと。)
平成22年10月	4日	更新許可
平成24年	3月21日	事業範囲の変更許可(産業廃棄物の種類について、「鉱さい」を追加したこと。)
平成26年10月	8日	事業範囲の変更許可(産業廃棄物の種類に燃え殻、汚泥(廃乾電池に
平成27年10月	4日	更新許可
平成28年	2月15日	変更届出書受理(積替え・保管施設の概要を変更したこと。)
平成29年	6月13日	変更届出書受理(本店所在地を久慈市長内町第37地割12番地8から変更したこと。)
令和元年12月	2日	書換届出書受理(産業廃棄物の種類について、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨追記したこと。)
令和2年10月	4日	更新許可

以下余白

5. 積替え許可(盛岡市の許可)の有無 無
以下余白

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白

別表（保管施設の概要）

（１）保管施設Ⅰ

所在地：岩手県久慈市長内町第37地割12番3、12番4、12番5、12番6、12番8及び12番9

廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
廃油	—	11.25	4.00	3.84	屋内保管（ドラム缶20個）
廃プラスチック類	—	25.33	41.58	18.71	屋内保管（コンテナ6個）
紙くず	—	20.10	43.86	15.35	屋内保管（コンテナ2個）
木くず	—	22.00	27.72	9.70	屋内保管（コンテナ4個）
ゴムくず	—	10.85	13.86	6.24	屋内保管（コンテナ2個）
金属くず	—	8.99	13.86	12.47	屋内保管（コンテナ2個）
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	—	38.74	26.15	23.55	屋内保管（コンテナ1個）
がれき類	—	8.99	13.86	12.47	屋内保管（コンテナ2個）

以下余白

（２）保管施設Ⅱ

所在地：岩手県滝沢市後268番238、268番843、268番913、502番7及び502番10

廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
紙くず	—	44.1	51.98	—	屋内保管
繊維くず	—	44.1	51.98	—	屋内保管
ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず	—	44.1	51.98	—	屋内保管
がれき類	—	110.0	116.67	—	屋内保管
選別場所	—	84.0	—	—	屋内

以下余白